

第10回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 5年 9月5日 (火) 午後3時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
3番 都 所 一 郎	4番 遠 藤 由理子
5番 阿 部 喜一郎	6番 阿 部 純 子
7番 木 内 和 男	8番 生 方 大 助
9番 小 林 秀 一	
11番 金 井 繁 行(会長)	12番 高 井 人 士
13番 千 明 忍	14番 赤 石 初 雄
15番 小 林 由喜子	

・欠席

10番 小 林 喜久代

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	大 竹 光
事務局次長兼農地係長	生 方 和 明
副主査	宮 下 和 哉

・会議の概要

1. 開会前 午後3時29分
事務局長 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
本日、10番 小林喜久代委員より欠席の届け出がございました。
在任委員15名中、現在の出席委員は14名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。
はじめに、金井会長よりご挨拶をいただき、引き続き進行をお願いいたします。
2. 開会及び会長あいさつ 午後3時30分
議長 (金井会長) 本日は、お忙しい中総会に参加いただきありがとうございます。資料を見ると、今月は結構なボリュームがありますので、慎重なご審議のほどよろしくをお願いいたします。
それではただいまより、第10回農業委員会総会を開会いたします。
3. 議事録署名委員の指名について 午後3時30分
議長 まず、議事録署名人の指名を行います。
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、6番 阿部純子委員
7番 木内和男委員の両名を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。
4. 諸般の報告 午後3時30分
議長 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。

下記について報告
(1)農地法第3条の3の規定による届出について
(2)農地法第4条第1項第9号の規定による届出について
(3)群馬県農業委員会ネットワーク機構に関する意見聴取結果について

これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
5. 付議事件 午後3時33分
議長 議案第39号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を

議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

議長 無いようですので、お諮りいたします。

議案第39号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第39号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に、議案第40号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 3件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ここで提出された1番の案件について、5番 阿部喜一郎委員及び6番 阿部純子委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いいたします。

5番委員 農業委員、推進委員及び事務局で現地調査を行いました。本件については、最終処分場のために申請があったもので、現地は農地としての利用はされていない状況です。周辺の農地に影響もなく、問題はないかと思われます。

6番委員 私も現地調査を行いました。特に問題はないかと思われます。
なお、これからのことになるとと思いますが、処分場の周りに鳥獣害対策の柵を設置するようですが、敷地ぎりぎりのところに設置されると隣接する農地が鳥獣害の被害を受けてしまうのでは、との意見が推進委員さんからありましたのでご報告いたします。

議長 処分場の敷地ぎりぎりではなくて、余裕を持ってフェンスを設置して欲しいということでしょうか。

6番委員 はい。近くに農地があることもあり、そのような意見がありました。

5番委員 フェンスについては、地元も要望を出しているようです。

議長 わかりました。

他にご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、2番
3番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第40号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第40号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 9件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

3番

15番委員 本件については、隣接地の所有者から意見が出ております。申請地は30年くらい前から荒れている土地とのことで、苦情も言っているようです。なので、隣接地の所有者としては、できればもう少し話し合いをさせて欲しいとのことです。

議長 それは、土地の境界について揉めているということですか。

15番委員 そうです。

議長 土地改良はしてある場所ですか。

15番委員 してあります。

議長 土地改良済みであれば、公図から復元はできないのでしょうか。

15番委員 土地改良と建物の建築のどちらが先なのかは不明ですが、家からの雨だれが畑に落ちている状況のようです。ただ、落ちている畑についても結構荒れている状態です。

売り買いになって、所有者が変わることになると、当人としては、納得がいかない。また、申請は住宅を直して、技能実習生の宿舎にしたいとのこと。

話を聞いただけでは対処のしようが無いので、よく話し合ってもらおうよう伝えてあります。また、裁判を起こすことも視野に入れているようです。

議長 その点については、当人同士が法律に基づいて対処する必要があると思います。

事務局次長 今回の経過を説明させていただくと、委員さんのところに行く前に、隣接地の所有者が事務局に来庁しています。話によると、現在譲渡人と揉めているとのことで、裁判所に行ってから来庁したようですが、訴訟を起こす予定のようです。

理由としては、申請地に建っている建物が一部はみ出していて、雨だれがずっと垂れていたようですが、そういった状況を70年くらい我慢してきたとのこと。

また、今回技能実習生の宿舎を作るとのことですが、当人としては、自分の家の近くにそういったものができることを治安の関係で心配しているようで、要請により一時やめていたようですが、譲渡人もその土地を処分したいとのことで、譲受人に売ることにしたようです。

その話が出たので譲渡人と交渉していたようですが、話がこじれているようで、申請地については、今後訴訟を起こす予定とのこと。

農業委員会としては、仮に隣の人と揉めているからといって、許可に関して直接は関わらない部分になるかと思われます。したがって、農地法の観点からいえば、特に問題ない案件と思われます。

なので、隣接地の所有者とトラブルになっていることから、状況を調査するために、今月は保留とするのが唯一とれる手段と思われます。

3番委員 両方知っている人なので、双方に状況を聞いてみます。

議長 治安の関係は、農業委員会では関与できないかと思います。

事務局長 基本的に農業委員会で協議するのは、農地法に関することになりますが、今後行動を起こす可能性もあるので、今回は保留として、調査するのがよいかと考えております。

3番委員 研修生の宿舎になるからというのは、反対理由にはならないですね。差別にもなりかねないですし。

15番委員 どんな方が来るかもわからないですしね。

議長 わかりました。各委員さんには再度確認しますが、本件は保留とする方向としたいと思います。

それでは、他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

続きまして4番

ここで、5番から7番について、5番 阿部喜一郎委員及び6番 阿部純子委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いいたします。

5番委員 先日現地調査を行いました。現在周りの農地は耕作しておらず、農地法としては問題ないかと思われ。ただ、排水路が今後できるとのこと。今後注視していきたいと考えております。

3番委員 田んぼは周りにありますか。

5番委員 田んぼはありませんが、近くに川があって、排水はそこに流すようです。

事務局長 県道を通って排水を流すようで、最終的にその川に流すようです。処理水なのでおそらく問題はないと思われ。

議長

続いて、阿部純子委員、報告をお願いいたします。

6番委員

私も現地調査を行いました。一時転用の案件については、終了後耕作できる状態に戻すようなので、特に問題はないかと思われ。排水については注視する必要があるかと思います。

議長

排水については、基準があるのではないのでしょうか。

事務局長

計画自体は県の許可が下りていますが、地元の心配としてはあると思うので、見ていく必要はあるかと思います。

議長

わかりました。

ほかにご意見・ご質問等あればお願いいたします。

5番

関連がありますので6番と7番

8番

9番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第41号については、3番を保留とし、その他は申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、3番は保留とし、その他は申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第42号「一時転用許可期限延長願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第42号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第42号「一時転用許可期限延長願について」は、申請のとおりこれを認め、承認することと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後4時26分

5. 協議事項

- (1) 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに係る意見書の提出について
- (2) 令和5年度沼田市農業まつりについて
- (3) 令和5年度農業振興船津賞表彰事業の実施に伴う候補者の推薦について
- (4) その他

6. 連絡事項

- (1) 令和5年度農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見について
- (2) 行事予定について
- (3) その他

7. 閉 会

終了 午後5時25分